様式第６号(第７条関係)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業集落環境整備事業(排水処理施設)私道内汚水管布設決定通知書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号  　　年　　月　　日  出雲市　　　　　町  　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました私道内汚水管布設については、次のとおり決定しましたので、出雲市漁業集落排水施設の汚水管布設及び公共ます設置に関する規程第７条第１項の規定に基づき通知します。 | | | | | |
|  | 決定区分 | □布設します　　　　　　　　　□布設しません | | | |
| 私道の位置 | 出雲市　　　　　　　町 | | | |
| 幅員及び延長 | 幅員　　　　　　　　　　　ｍ | | 延長　　　　　　　　　　　　ｍ | |
| 排水戸数 | 戸 | 使用戸数 | | 戸 |
| 工事期間(予定) | 年　　月　　日　から  　　年　　月　　日　まで  (　　　　日間) | | | |
| 決定理由 |  | | | |
| 備　　考 |  | | | |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。